

苫小牧市中小企業融資制度に係る信用保証料補給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第2条で定める補給対象者に対し、北海道信用保証協会へ支払う信用保証料を補給することにより、中小企業・小規模企業者の健全な経営に資することを目的とする。

(信用保証料の補給対象)

第2条 信用保証料の補給対象者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 小規模企業経営改善資金を借り入れた者のうち、資本金の額もしくは出資の総額が1,000万円以下の法人又は個人、かつ市内の常時使用する従業員の数が20人(宿泊業及び娯楽業を除く商業及びサービス業にあっては5人、医業を主たる事業とする法人にあっては20人)以下の法人又は個人

- (2) 中小企業環境保全施設資金を借り入れた者

2 信用保証料の補給対象となる融資は、運転資金、設備資金、移転資金及び次世代自動車導入資金の資金使途ごとに区分して、それぞれ適用するものとする。

3 信用保証料の補給は、新規融資又は借換え融資の場合とし、追加融資については認めないものとする。

- (1) 新規融資とは、償還継続中の当該融資が無い状態で、新規に融資を受ける場合をいう。

- (2) 借換え融資とは、償還継続中の当該融資の全部を繰上償還した上で新規に融資を受ける場合をいう。

- (3) 追加融資とは、償還継続中の当該融資に加えて、新規に融資を受ける場合をいう。

(信用保証料の限度額)

第3条 運転資金、設備資金、移転資金及び次世代自動車導入資金、それぞれ30万円を限度に補給する。

(信用保証料の補給申請等)

第4条 信用保証料の補給を受けようとする中小企業・小規模企業者は、保証料補給金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書に基づき、信用保証料の補給の決定をしたときは、指令書により当該中小企業・小規模企業者に通知しなければならない。

3 補給する日は、当該融資実行月の翌々月の最初の金融機関営業日を原則とする。

(信用保証料の補給金の返納)

第5条 信用保証料の補給を受けた中小企業・小規模企業者が、一部又は全部を返済したことにより約定貸付期間が繰り上がり、北海道信用保証協会から信用保証料の返戻を受けたときは、中小企業・小規模企業者が負担した信用保証料を差し引いた、その返戻分について、市長へ返納するものとする。

(信用保証料の補給取消し)

第6条 市長は、信用保証料の補給を受けた中小企業・小規模企業者が、次の各号に該当する場合は、信用保証料の補給の全部または一部を取消することができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により信用保証料の補給を受けたとき。
- (2) その他信用保証料を補給することが不適当と認められる事実があったとき。

(借換融資時の信用保証料)

第7条 借換融資時の信用保証料の補給を行う場合は、保証料の相殺前、または相殺後のどちらの金額でも補給することができる。ただし以下のいずれかの項目に該当する場合は、保証料の相殺前金額で補給しなければならない。

- (1) 補給する融資にかかる信用保証料が30万円超のとき
- (2) 繰上完済する融資にかかる信用保証料が30万円超のとき
- (3) 繰上完済する融資への信用保証料の補給が行われていないとき
- (4) 北海道信用保証協会が発行する書類において、相殺後の金額が確認できないとき
- (5) その他市長が定める場合

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 苫小牧市信用保証料補給要領（平成18年要領）は、廃止する。
- 3 この要領の規定は、この要領の施行の日以降に実行する融資に適用し、同日前に実行した融資については、なお従前の例による。

附 則 （平成22年6月11日改正）

- 1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 （平成25年3月15日改正）

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成 27 年 10 月 9 日改正）

- 1 この要領は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 6 月 30 日改正）

- 1 この要領は、平成 29 年 7 月 3 日から施行する。

附 則 （平成 31 年 1 月 10 日改正）

- 1 この要領は、平成 31 年 1 月 15 日から施行する。

附 則 （令和 3 年 4 月 1 日改正）

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 7 年 4 月 1 日改正）

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。